

○議長 辻本 一夫君

次に10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、日本共産党の川上です。

まず第1に、老人憩の家の建て替えについて伺います。

芦屋町には、寿楽会館、鶴松荘、山鹿荘の3つの老人憩の家がありますが、どれも昭和47年～昭和52年に建設されたもので老朽化が進んでいます。建物の雨漏りや剝離も進み、ボイラーなどの機器類も故障が多く、不良箇所の補修と修理を繰り返しながら運営されている状況となっています。最近では寿楽会館と鶴松荘が使用中止になっていましたが、その後寿楽会館は再開、しかし台風により煙突が倒壊した鶴松荘は、修理のため再開のめどが立っていないと聞いています。

町は老人憩の家について建て替えを含めて検討するとしていますが、今後の考えを伺います。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それではお答えいたします。

老人憩の家の現状につきまして議員御指摘のとおり、老人憩の家3施設についてはいずれも建築から50年近く経過しており、建物の老朽化は激しく、近年は様々な不具合や設備の故障が生じております。今年度に生じた寿楽会館のボイラー操作盤の故障や鶴松荘のボイラーの煙突の破損では、当該施設を長期間休止せざるを得ない事態となりましたが、現在は鶴松荘のボイラー煙突の修繕も完了しております。全ての老人憩の家が利用を再開しております。このように現時点では、修理等により何とか運営を続けております。

そこで老人憩の家の在り方についてですが、現在までの検討状況を御説明いたします。

令和元年度に基本構想を策定しており、4つの案が示されております。1つは、現行と同様の3施設の老人憩の家の建て替え。2つ目は、山鹿地区と芦屋地区に1か所ずつの老人憩の家の建て替え。3つ目は、芦屋地区1か所に公民館機能を持たせた複合型への建て替え、4つ目は、今説明しました芦屋地区に1か所の複合型に、山鹿地区にコンパクトな施設を加えた2か所の複合型への建て替えの4案です。老人憩の家の在り方については住民の福祉に直結する内容となりますので、住民の意見を聞きながら進めていくことが大切であると考えております。よって、令和2年度に住民アンケートを実施しております。

この住民アンケートでは、「老人憩の家は必要ですか」の問いに「必要」と答えた方は47%ありましたが、「あなた個人として、老人憩の家を利用したいと思いませんか」の問いには、「利用したい」の21%に対しまして「利用したくない」が43%となりました。この結果から、「老人

令和4年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

憩の家は必要と思うが、自分自身は利用する気がない」という必要性和利用の意向とで矛盾が生じており、住民の正確な民意を把握することができたとはいえない結果となりました。

また、入浴設備につきましても課題の1つではありますが、建設当時と違い現在は各家庭にお風呂が普及し、また民間の入浴施設が充実してきたため、その必要性を疑問視する回答も多数ありました。また、利用者は年々減少するとともに固定化されているため、将来に向けての必要性についても疑問が生じております。

このようなことから基本構想の中から1案に絞れず、今現在に至っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

令和2年に基本構想ができたわけですが、それ以後ですね、住民アンケートをとっても、町としては方向性を出さずに現在いるということですが、50年近くたっている施設ですので早急にやはりどうするかということを決めなければなりません、今後は町としてですね、範囲を広げた方々へのアンケート調査をやる、そういった考えはあるのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

住民アンケートについてということで、アンケート調査票につきましてもう一度するということで11月25日、18歳以上の住民から無作為抽出した対象者1,500人に発送しております。12月末まで回答を受け付けております。アンケートの内容につきましては、住民が老人憩の家の利用を将来にわたり希望しているのか、望まれる施設の在り方はどのようなものかという視点で設問を作成しております。今回のアンケート結果を踏まえて、今後の老人憩の家の在り方について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、今回の憩の家の不良箇所はボイラー関係であったと思いますが、老人憩の家の今後の問題点と、修理が求められるものはどのようなものがあるのでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

老人憩の家の今現在の課題と、建物の補修はほかに何があるのかというところで答えさせていただきまして、まず最初の老人憩の家の課題のほうで説明させていただきます。

まず課題の1つ目は、維持管理費が課題となっております。原油価格の高騰もある中、老朽化による修繕費を含めた経費が直近5年間では年間に2,500万円～3,000万円かかっています。コロナ前を基準としてお話しさせていただきますが、コロナ前の令和元年では年間延べ約3万回の利用がっており、高齢者1人の利用1回当たりのコストが965円となっております。令和元年から考えて5年前の平成26年度は約4万4,000回の利用で1回当たりのコストが612円であったことから、利用者1回当たりの経費は5年間で300円以上増加しております。他の世代が使えない中、これだけの税金を投入するというのが1つの課題となっております。もう1つの課題としまして、利用者が大きく減少していることです。平成15年度は開館1日当たりの利用者数が205人であったのに対して、令和元年度には101人と約半数になっております。また、同じ人の利用が多数であり、利用者の固定化も課題となっております。

そして今の建物の状況といたしまして建築から45年以上が経過しておりまして、先ほど説明しましたが、現在も不具合が生じた場所はスポットでの修繕を行ってまいりました。現時点ですね、調査等特にやってはいないんですけども、具体的にもう悪いところがたくさんありまして、具体的にどこが悪いと言えるものではございません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

出来た当初から見ればですね、利用者も減ってきてるシランニングコストもかかっているということですし、それに近年ではコロナ禍の中ですね、なかなかそういった点では減少傾向が続いているということですが、私たち日本共産党の芦屋支部としてですね、老人憩の家に関する住民懇談会を10月1日に町民会館で行いました。参加者はですね、10数名だったんですけど、利用されている方とかですね、またそこで働いている方とかそういった方が参加されてですね、多くの意見をいただきました。

その中で出た意見というのは、1つはやはり「早く建て替えてほしい。」ということ。それから、「今は無料で使用しているが、少しでも有料でも構わない。」というような声もありました。それから、「現在は高齢者だけしか使えないが、誰でも利用できるような施設を造るべきではないか。」という声もありました。また郡内ですね、3町のように「憩の家を1か所にして、いろいろな機能がついた風呂にしてほしい。」など、基本的にはですね、建て替えを求める声というのが圧倒

令和4年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

的でした。少くも有料でもいいという点ではですね、出されたのは、例えば岡垣町のいこいの里は町内者と町外者も利用されているので、町内者の料金としては3歳以上は150円、15歳以上が300円です。遠賀のふれあいの里は、町内者は60歳以上が200円ですね。60歳未満が300円、子供は200円、町外者は町外者料金になってるってことです。それと、最近できた水巻のいちょうの湯、これは民間施設が造ってるわけなんですけど、ここはグレードも高いということで大人が880円、子供が440円ということになってます。ただ、水巻町としてもですね、高齢者の憩いの場として使いたいということで、水巻町が補助してですね、65歳以上は300円のパスをつくっているということで、ただ、土曜・日曜は使えないという、こういったことで有料で取ってるということになってます。

そういった点ではですね、先ほど芦屋町も無料でやってるということで、なかなか有料にするっていうのは難しいところもあるかも分かりませんが、町内者・町外者を含めてやるし、大人から子供まで利用できるものにしてですね、例えば高齢者には無料パスをつくるとか、そういった考えもできるんじゃないかなというふうに思います。

仮にですね、こういった老人憩の家を建て替える場合について、町として建て替える場合の町有地はどのようなものがあるかということをお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

建て替えるとした場合にどの場所が考えられるかというところで、今現在、建て替えなのか廃止なのか、集約して1か所にするのか2か所にするのかを今後検討し、その後に場所については検討していくこととなります。よって、現時点で場所について具体的にちょっとお話しすることはできません。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

当然、まだどうするかってことは決まってないのですが、ただ、平成30年に内海議員がやはりこの問題について一般質問したときは、旧芦屋中央病院跡地がどうかというような提案もされてましたが、その後ですね、例えば芦屋町、先ほど町営住宅の問題で、町営住宅の建て替えで高浜やいろんなどころをですね、町有地を取り壊しています。そういった点では、そういった土地も候補地となると思いますし、また、新芦屋中央病院の周りにはですね、やはりここも町有地がずっと広がっています。これは整備すればですね、ここも対象になるし、中央病院を利用

された方がそのお風呂を利用するとかっていう、そういったことも考えるべきであります。それと柏原地区のですね、旧塩田跡、今は芋畑をつくってますけど、そういったところも町有地としてスペースもあるということです。

ただ、町営住宅の建て替えについてはですね、面積の制限が25%か狭めなければならないということになってますが、現在のところの町有地、老人憩の家を建て替えるっていったら、今の面積をまた25%減らされるということになりますけど、それではなかなか十分なスペースが取れないという問題がありますが、この3つを1つにやっていけば、合計合わせた面積の25%減らしても一定の機能を持った施設が造られるんじゃないかなというふうに思います。

それで、御手元に配布していますグラフがあると思いますけど、これは私たちが町内4,000戸にですね、アンケート調査をして、11月末で返信された分をグラフ化したものですけど、1点目にですね、今の住民の状況というのを尋ねたところ、やはり「生活が苦しくなった」とかですね、それから「少し苦しくなった」というのが、8割の方は生活が苦しい状況が生まれているというのが見えました。やはりそういった方々に対してですね、自治体の役割がやっぱり本当に大事になってくるんだなと思います。

で、16項目にわたって伺ったんですけど、その中で老人憩の家の今後についてを伺いました。これについての項目としてはですね、まず必要であるということについては、例えば「高齢者を対象に3か所で建て替える」、「高齢者対象に芦屋、山鹿2か所で建て替える」、「1か所に集約し、全町民が利用できる施設に建て替える」ということ。それと、不要であるということで「廃止すべき」という、それと「分からない」という、こういった項目で聞いてるんですけど、それが今この2のほうに結果で出てますけど、「1か所にして誰でも」というのがですね、約40%ですね。それから「芦屋と山鹿の2か所で建て替える」というのが17%、それから「3か所で建て替える」っていうのが10%、「廃止したほうがいい」というのが11%、「分からない」というのが22%ってことで、老人憩の家の存在とか役割とかがやっぱり十分知られてないということもあると思いますが、こういった結果が私たちの調査では出てきています。

こういったですね、私たちの調査結果も踏まえて、今後の町のアンケートの結果を中心にしてですね、町民の意向を取った中での老人憩の家の建て替えについては、やはり町がイニシアチブを発揮してですね、早急に基本計画、基本設計、実施設計、こういったものに着手すべきではないかと思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

時期につきましては今行っているアンケートですね、今後、住民アンケートの内容を取りまと

令和4年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

めましてその結果を分析し、課題を抽出し、今後の老人憩の家の在り方を検証する時間をもう少しいただきたいと思います。将来にわたって本当に必要な施設は何なのかをよく検討し、方針決定を行いたいと思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

とにかく、やはり早く着手するということがですね、今1番必要なことではないかと思いますが、今の時代から言えばですね、例えば平成30年に内海議員が提案していた温泉の活用とかですね、また現在ではですね、CO₂の問題なんかがありますんで、再生可能なエネルギーを活用してCO₂削減の取組を考えていくという、そういった施設にすべきというふうに思いますけど、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

浴場の設備も、整備するもしないもちょっと現段階ではまだ決まっておきませんので、再生可能エネルギーの導入についても現時点ではちょっとお答えすることができません。ただし、必要に応じてそのときが来れば、検討は考えられると思います。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

なかなか、はっきりした方針が出てないという中でですね、そういったことも大変回答しにくいことだと思いますが、平成30年の内海議員の一般質問に対して町長が、「これについては、やはり造ったとしても5年ぐらいはですね、時間的には必要だというふうに考える。」という答弁をしています。そういった点ではですね、今からまた決めて5年後といえはですね、もう50年を超えるような状況になるわけなんですけど。

先ほどの答弁でもあったようにですね、老朽化してですね、どこで不具合や故障が起こっても不思議ではないという状況にあります。一刻もですね、早くですね、家の建て替えについての結論を出して高齢者を中心とした町民の心身の健康を増進し、地域共生社会を実現するための環境整備を進めることが求められていると思います。そのことについて町長は前回、萩原議員も一般質問しておりますが、多くの議員が注視している中でどのようにこの問題を考えてるのかを伺い

ます。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

いろいろお話されたわけですが、まず基本的な話は福祉課長がお話したように、今後どうするかということは1回目アンケートをとりました。そして今度、再度もう一度アンケートをとりまして、その結果が12月末までにということですので、それを基にですね、一応ゼロからスタートということで、いろんなことを決めていかなきゃならないと思っております。

川上議員が言われた川上議員のところのアンケート、それから町がやるアンケートだとか、それと私の手元にですね、これ近隣はどうなのか、芦屋だけじゃない、岡垣とかそういうのだけではなく、例えば近隣の福岡県内で60市町村あるわけですが、大体この老人憩の家のお風呂というのは各行政ですね、これはもう同じような論議があつてと思うんです。それで老人憩の家に関する調査ということで、老人憩の家はあるけど浴場があるかないかとか、浴場の併設が「あり」はですね、4市町村しかない。「なし」が5市町村ということですね、各行政によっていろんな違いがあるんですが、老人憩の家ではなく社会福祉協議会がありますよね。それを福祉センターという形にして、その中にお風呂を造るとかですね、というような市町村もあるわけですが、いろいろあります。だから、いろんな選択肢がたくさんあります。

その中で今回のアンケートの結果を見て、基本はうちの芦屋の町民のアンケートですから、それを基本にして組み立てていくべきだと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

名称自体も老人憩の家ということになればですね、老人だけの使用ということになりますんで、そうではなくて、やはり今後の芦屋町の人口ビジョンとかも考えて、先ほど言ったように高齢者も利用者が少なくなっているという状況、そういった点では高齢者だけの利用ではなくて幅広い方々が利用できる施設にしていってですね、健康増進や地域共生社会を実現させていくという、そういった役割を持ったものであればですね、先ほど言いましたように福祉センターとかそういったふうなところが変わっていくことも必要だと思いますが、とにかくですね、前回の内海議員とか萩原議員とかの質問からもですね、もう4年近くたってます。それで、その4年間の間に動いてない、方針ができてないという、そこが私は1番問題だと思いますので、やっぱり今度は正念場と思うんでね、今度のアンケート結果を踏まえて、やはり町がイニシアチブをちゃん

と発揮してですね、やっていくという、そういった方向性を持っていただきたいと思います。

それでは次にですね、高齢者福祉乗車券について伺います。

高齢ドライバーによる交通事故が頻繁にニュースとなって報じられています。長年、買物や通院などに車を使ってきた高齢者が免許を返納すると暮らしが不便になることから、免許証の返納が進まない現状にあると思います。高齢ドライバーによる交通事故をなくすためにも、高齢者の買物や通院には移動手段が必要であります。

町には市営バスやタウンバス、巡回バスなどの公共交通もありますが、通院などにはタクシーを利用したいこともあります。しかし、芦屋町ではタクシー使用に対する助成は行われていないという現状があります。福岡市では高齢者の社会参加を促進するため高齢者乗車券を交付し、タクシーを利用した高齢者の買物や通院支援も行っていますが、芦屋町でも検討すべきではないか、この点について伺います。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

それでは、お答えいたします。

高齢者の免許返納や返納後の移動手段確保については全国的にも喫緊の課題となっており、いずれの自治体においてもそれぞれの取組を進めているものと認識しております。芦屋町においても運転に不安を感じる高齢者の免許返納を支援するため、免許証を返納した高齢者に路線バス乗車券またはタクシー初乗り利用券のいずれか約1万円分を交付する芦屋町高齢者運転免許証返納者支援事業を行っております。

また、免許返納後の移動手段の確保という点では、巡回バスの運行がその1つです。この巡回バスの最大の特徴としましては無料であるという点が挙げられますが、このことにより、日頃の買物や通院の足として安心して御利用いただいているものと考えております。また令和2年度には、それまでの芦屋・山鹿の2コースの運行から3コースへ路線を増加させておりますが、とりわけ北九州市交通局の向田営業所に新規バス停を設置したことで北九州市営バスに乗り換えて水巻町へ向かうこともできるようになったため、利便性は大きく向上しているものと考えております。

次に、芦屋タウンバスと北九州市営バスという2つの路線バスも、高齢者の移動手段としては重要な役割を担っております。これら路線バスについては令和2年6月から町内区間の料金を100円均一とする試験運行を行っており、少ない金銭負担で町内を移動することで、高齢者の外出や社会参加の機会増加の一助となっているものと考えております。また、北九州市営バスは折尾駅、芦屋タウンバスは遠賀川駅と接続しており、町内からバス1本で鉄道駅に接続できる環境

となっております。このように芦屋町におけるバスの利用環境につきましては、高齢者の日常生活を支えられる水準にあるというふうに考えております。

そのような中で今、議員おっしゃられましたタクシー利用に対する助成を検討する場合には、その必要性というものを十分に検証する必要があるとございます。例えば粟屋区から芦屋中央病院までタクシー移動する場合、現在の北九州地区のタクシー料金で計算しますと大体2,000円前後かかる計算となります。先ほど川上議員が触れられた福岡市の例を見ますと、1回当たり500円の助成券を使用できるものとなっておりますので、残りの1,500円ほどは利用者が負担することとなります。これに対しまして、北九州市営バスを利用すれば粟屋区から芦屋中央病院まで100円で移動できますので、やはり普段使いとしてはバスを選ばれる方が多いのではないのでしょうか。また、タクシーも公共交通の1つと考えるならば、路線バスや巡回バスも含めた芦屋町全体の公共交通に与える影響等も考慮しなければなりません。もし、タクシーの利用が増えた場合に路線バスの利用者が減少し、将来的な路線バスの撤退などの悪影響を及ぼす可能性もございます。したがって、地域の公共交通全体に影響を与えかねない高齢者への福祉乗車券の交付といったようなタクシー利用に対する助成については、慎重に考えなくてはならないのではないかと考えております。

なお、福岡市では平成29年度に当該助成制度の見直しについて議論されているようです。結果として制度継続とはなったようですが、財政負担等からその考えが出てきたのではないかとというふうに予想しております。また全国の自治体でも、タクシー券の助成制度について多額の事業費を要することや町内の交通網を整備したことから、廃止・縮小を行ったところもあるようです。こうしたことから、現時点では町として高齢者への福祉乗車券の配布といったタクシーに限った利用助成を行うことは難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

免許証返納の際にですね、タクシー券が配布されて使ってみましたけど、確かにそれは一時的なものであってですね、こういった制度として、福祉乗車券制度であれば継続的に使われるということですね、そういった点では利便性が向上するというふうに思いますけど、確かに言われたように芦屋町のタウンバスにしてもですね、福岡県内で群を抜いて便数の多い路線ですし、また、巡回バスの問題、そして北九州市営バスにもですね、100円バスとかそういった利便性を求めてから市と交渉してるという、そういった町の皆さん方の努力についてはですね、大変評価するものですけど。

また、先ほどの町民アンケートの中でですね、実現してほしいこと、それから活性化のために何が必要かというそういった項目についてですね、やはり実現してほしいこともですね、交通網の拡充というのがですね、結構上位のほうにランクされていますし、活性化のために何が必要かという点でもですね、交通網の整備というのがですね、上位に入っていることで、やはり芦屋町の宿命といいますか、JR駅がないという点ではですね、やはり皆さん方、町としても努力はしていますけど、やはり町民としてはそこについてさらなる拡充を求めているという、そういったことが伺えます。

私は第3回の定例会でですね、中央病院のシャトルバスの運行を求める一般質問をいたしました。その後いろんな方からですね、声が寄せられています。高齢者からはですね、「病院に行くときは巡回バスで行けるが、帰りはバスがないのでタクシーを利用するので出費がかさむ。」とか、「免許証を返納してしまって公共交通を利用している。病院から『産業医大や新水巻病院に転院したらどうか。』と紹介されているが、マイカーを持っていたときなら行けるがバスなどで行くということになれば大変なので、断って『中央病院で今後も継続的に受診したい。』というふうに言っている。」というですね。やはり障害者のようにですね、「タクシー利用券を給付してもらえば大変助かる。」という、そういった声が寄せられています。

そういった点でですね、福岡市でも、先ほど言われましたように高齢者の社会参加を促進するために交通費の一部を助成する高齢者乗車券を、福岡市に住む満70歳以上の人で介護保険料の所得段階が1～7の方について、1年間の最大で1万2,000円。ほかにもですね、地下鉄とか電車とかバスとかタクシーとか渡船とか、こういったものに使える制度があることで、北九州市のほうもですね、やはり山のほうに住んでる方についてはですね、なかなか「やはりいろんな交通体系ができていますが、使いにくいのでタクシー乗車券をぜひつくってほしい。」と言って、今、北九州市でもですね、こういった運動が取り組まれています。

コロナ禍の中でですね、年金が減らされ、医療や介護の負担が増え、物価が高騰する中で経済的に困窮する方など、高齢者の実態は深刻だと思います。言いましたように、最近やっぱり暮らし向きについてはですね、8割の方が厳しくなったというふうな実感を持っています。そういった点ではですね、今日もニュースで政府が軍事費をGDPの2%にするということで、そんな中で福祉とかサービスの切り捨てを行うし、そして税金を上げて4兆円、5兆円ですね、軍事費の財源にするという、そういったことが言われてきましたけど、やっぱりこういったことが続く中でですね、以前に比べてですね、高齢者の暮らしが明らかに大変になってですね、外出が困難になってきているという、そういった状況があるのではないかと思います。その点についてはどうでしょうか。（「それは国会の話やろ」と呼ぶ者あり）

○議長 辻本 一夫君

答弁要るんね。

○議員 10番 川上 誠一君

高齢者の暮らしがですね、やはりいろんな財政負担とかになっていく中で外出が困難になってきてるんじゃないかという、そういったところについてはどう思いますかということです。

○議長 辻本 一夫君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

川上議員のアンケートから負担が増えてきているというのは十分、分かります。

こちら、最近の物価の高騰とかいうのも当然影響してきていると思ひまして、福祉課ではこのたび2万円の高齢者の方に対する支援策をさせていただいておりますし、外出支援とかにつきましてもですね、タクシーの利用とかいうところではなく各自治区でやってるサロンやその他においてですね、高齢者の外出促進とかいうところには福祉課として図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

なかなか難しいことではしょうけど、やはり公共交通網の脆弱というのはですね、車を運転しない交通弱者の生活をやっぱり大変にしていると。高齢になってもやっぱり住み慣れた地域で生活できる環境整備というのが、やっぱり町として必要ではないかと思ひますんで、ぜひですね、今後も公共交通の拡充についてはですね、力を入れていきたいというふうに思ひます。福岡市でもですね、導入されている福祉タクシー券の利用を実現し、高齢者が少しでも住み慣れた地域で生活しやすいようにすることを求めていきます。芦屋町に乗り入れている北九州市営バスとの競合の問題はありますが、ぜひですね、こういった問題を乗り越えて実現できるように力を注いでもらいたいというふうに思ひます。

それと同時に高齢化が今以上に進んでですね、免許証の返納が増えたときに困る人が出る前に、早いうちからやっぱりその対策を考えるべきということを求めて、この質問について終わります。

続いて、給付型奨学金の創設について伺います。

「お金の心配なく学びたい」という全国の学生の声と運動に押されて、給付型奨学金の法律が国会で可決され給付型奨学金がスタートしていますが、その規模は1学年2万人、学生数の2%強と極めて少ないです。ほとんどの学生にとっても無縁なものとなりかねないものになってます。誰もが安心して学べる環境をつくるためにも、町が独自に給付型奨学金を創設することが必要で

令和4年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

あると考えています。そこで、以下のことを伺います。

1、芦屋町にも奨学金制度自体はありますが、平成17年度以降、新たな貸付けを行っていません。なぜなのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

過去の経緯ははっきりしませんが、国・県・学校・団体・企業などにも同様の奨学金制度があったことから、町の奨学金制度はその役目を終えたものと考えられたため新規の募集をやめ、現在は奨学金の償還事務のみを行っているものと認識しています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

奨学金制度についても、私が議員になったときはまだ存続してですね、役場の課長さんから「ぜひ知り合いに、奨学金があるから借りるよ」という話をしてくれんか。」とかね、そんなことを言われたんですけど、その後、小泉内閣のときに集中改革プランが出てですね、町の財政としても競艇が厳しくなってくる中でいろんなサービスをカットしていった中で、そのときにですね、奨学金制度についても「もう貸し出しはしない。」というようなことを言われて、こういったふうになったんだと思いますが、やはり教育問題についてもですね、このアンケートの中でも分かるようにですね、実現してほしいことの中に、やはり子供の教育についてがやっぱり挙げられてますし、活性化のために何が必要かというところでもですね、子育て支援というのはですね、上位に入っています。

それで今ですね、各自治体で少子化が叫ばれる中、どう若い世代を引きつけて町の活力を維持していくのか、どの自治体にとってもですね、大きな課題になってます。若者たちに芦屋町で暮らしたいと思ってもらうためには、若者を支え、若者にとって住みやすいと思われるような魅力的な施策が必要です。町が行っている学生への通学補助も喜ばれていますが、給付型奨学金制度はその1つとして自治体でも注目されています。

そこでですね、2点目の若者の就学の機会を保障してですね、奨学金返済の不安と負担を軽減するためにも給付型奨学金制度を創設する、そういった考えはないのかを伺います。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

令和4年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

経済的に困難な学生などが利用できる支援策といたしましては、まず、国が行う授業料の減免や給付型奨学金による高等教育の就学支援金制度。2つ目が、福岡県が行っている奨学金制度。3つ目が、大学などが独自に行っている授業料などの減免制度及び授業料の納付猶予制度。4つ目が、日本学生支援機構が行う貸与型奨学金制度及び緊急特別無利子貸与型奨学金制度。5つ目が、日本政策金融公庫が行う国の教育ローン。6つ目が、社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付制度。7つ目、労働金庫が行う入学時必要資金融資。8つ目、日本財団が行う夢の奨学金制度などがあります。このほかにも民間の就学支援機関が行っている奨学金制度もあります。

これら1つ1つの制度についての紹介は控えますが、まずはこれらの情報を正しく周知していくことが必要であるのではないかと考えています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今、述べられたようにいろんな奨学金制度もありますが、基本的にはですね、こういったのはほとんどが有利子であります。やはり800万とかですね、授業料がかかる。例えば国公立でもですね、年間授業料が60万、私学であれば最低でも120万はかかりますし、それに町外に出た場合はですね、食費から下宿代とかそういったのも見るとですね、やはり昔は無利子の制度とかもあったんですけど、今は日本学生機構の奨学金なんかでもほとんど一般的な借入れと変わらない利息が取られるということ、それによってですね、年間の支払い額が大学を卒業したらですね、5万円の奨学金の返済を40歳までやらなければならないという、そういった状況に追い込まれてですね、滞納にもつながれば2回滞納するとブラックリストに載せられるという、そういった状況の中で結婚もできないというようなこともですね、大きな問題となっております。また、医療分野の学生もですね、相当のですね、奨学金の返済が必要になってきているという状況です。

先ほど言ったのと別にですね、やはり自治体独自で給付型の奨学金制度を給付している自治体も、やはり現在もあります。例えば札幌市ではですね、高校生1,000人、大学生200人に給付型奨学金制度を給付しています。国がこの間、高校授業料の無償化とか低所得世帯に対して就学支援などをしてはいますが、こうした自治体独自の取組も行われています。ですから、やはり町としてどう学生を支援していくか、これが当然問われる事案です。経済的な問題で学びを断念することがないよう、町としてもですね、やはりこういった給付型の奨学金制度が必要ではないでしょうか。

今日の一般質問の中でもですね、「芦屋の子どもは芦屋で育てる」という、そういったことが言

令和4年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

われてました。そういった点ではですね、有利子の返済する奨学金ではなくて給付型で安心して学ぶことができる、そういった奨学金制度を芦屋町でもですね、つくることが必要ではないかと思いますが、再度これについてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

貸与型の奨学金を利用しますと、奨学金を借りた本人が長い年月をかけて返済するものです。

最近では奨学金の返済を支援する企業返済支援制度を導入する企業も増えているということで、それらの制度を紹介するウェブサイトもございます。その一部を御紹介させていただきますと、企業が行う返済支援制度は企業が社員に対して支給する福利厚生の一つで、主な方法として一つ目が、会社の定めた範囲内の金額を毎月支給する、もしくは勤続年数の条件を満たすと奨学金を支払うといったものとのことです。

また、一部の自治体においても奨学金の返還を肩代わりする奨学金返還支援制度が、内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」の中で紹介されています。その一部を御紹介しますと、地元での就業や居住などの要件を満たすと奨学金の返済額の全てまたは一部を自治体が支援するというもので、本年6月1日現在、全国で36の都府県615の市区町村で奨学金返還支援を行っているとのことです。自治体ごとに支援の対象や支援する金額などの条件は異なります。

このため、芦屋町でこれらの制度を創設するかどうか、給付型も含めてでございますが、まず支援の対象者をどのように定めるのか、支援する金額をどの程度に設定するのか、これらに必要な財源をどのように確保するのかなどについて調査研究を進める必要があると考えます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

町がですね、給付型奨学金制度がなかなかできないというのであれば、先ほど言われた奨学金返還支援制度というのがあります。これをつくってですね、有利子で借りた奨学金に苦しむ若者に対して、それを援助してやるということは当然必要だと思います。

なぜこれが今、注目されているかということですね、やはりこれは大学を卒業後、町に定住するなどの要件を満たした町出身者が奨学金の返済を免除するという、これは町に住んで町で働いていけばですね、定住促進が図られるということですね、いろんな自治体が考えています。町で働かなくても、例えば芦屋町で雇用の場がなかったとしても、芦屋町に帰って北九州市に働きに行く人、そういった人も対象にしていくということです。

芦屋町に住んでいた方が奨学金を借りて県外の学校で学び、就職は芦屋町に帰り、芦屋町に居住し町内の企業や近隣の企業に就職する、また町で起業を行ったりする、こういった場合にですね、貸与型奨学金の返済の肩代わりを行うというものです。これはやはり大学生だけではなくてですね、専門学校生にも適用されることができます。例えば医療系の看護師さんとか理学療法士とかそういった方が奨学金を借りて資格を取って芦屋町に帰って、芦屋町の例えば中央病院で働くとか、そういったことをすれば奨学金の返済を免除するという、そういった制度になってます。

芦屋町ですね、令和2年の芦屋町人口ビジョンというのがあります。人口の将来展望ということでですね、出してるわけですけど、これによりますと、芦屋町が例えばさっき言ったような若者に対して施策とかそういったものをもってですね、人口減少を抑えていくという、そういったことをすればですね、芦屋町としては2040年には1万2,000人ぐらいのことは人口を確保できるだろうというふうに見ています。ところが国は、今後の芦屋町の人口はどうかというのを見るとですね、2040年にはですね、8,500人～8,900人、このまま行けばなってしまうということです。

そういった点ですね、この人口減少を抑えるためにはどうするかという点ではですね、町の人口ビジョンの中では、「新しい『ひと』の流れをつくり、定住化を促進」と、「進学や就職・結婚などの機会に転出しなくてもよい環境づくりや住んでよかったといえるまちづくりを推進することが重要となる。」、「芦屋町ならではの『しごと』づくり」ということでは、「若者の就労を支援する取り組みや公共交通ネットワークなどといった通勤できる環境の維持・拡充が重要です。」となってます。そして、「ずっと住み続けたい『まち』づくりという点では、「子どもから高齢者まで安心し、生き生きと生活できるコミュニティ溢れる地域づくりが必要となります。」ということなんです。

私が今日一般質問でしたのはこの観点からですね、3つの質問をしたわけです。ぜひですね、やっぱりそういった点で、芦屋町の定住促進を進めるためにもですね、奨学金返済支援制度、こういったものをつくるお考えはないでしょうか、お伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

先ほどの答弁の繰り返しになって恐縮でございますが、現在導入している市区町村でいうと615ということでございますが、その中の自治体ごとの支援の対象者や支援する金額などの条件が全然ばらばらでございます。したがって、芦屋町で導入するかどうかということについては、まず支援者の対象をどこまでするのか、自治体によっては居住だけというところもあると聞いてますし、特定の職業に従事する、例えば議員が御指摘になりました医療関係だとか保育であると

か、教育委員会で言いますと先ほどの萩原議員の質問の中でも触れましたが、教員になるとかいうところとかですね、そういう人材が不足している業界に入ってもらおうとかですね、そういう条件をどういうふうに設定していくのかというところ。それと、実際に支援する金額の規模をどのぐらいにすればいいのか、そういうところを考えていく必要があるし、それに対して財源をどう考えていくか、そこのところをしっかりと調査研究を進めてから検討していくべきだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひ、そういったものが実現できるように、特にですね、基本的には教育についてはですね、そういった地方自治体の動きも大事ですが、やはり国が1番責任持たないといけないところです。そういった点ではですね、給付型奨学金制度の利用者の拡充、これをやはり国にですね、やらせるという、そういったことが必要だと思いますが。そういった点でですね、国に対して拡充の意見を上げるとか、そういった点を町長にですね、考え方について伺いたいと思います。

給付型奨学金や先ほど言った奨学金返済支援制度、こういったものを利用して芦屋町の人口ビジョンをですね、実現させていくという、そういった考えについてのお考えを最後に伺います。

○議長 辻本 一夫君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

聞き漏らしたかもしれません。

今、最後頃に、給付型のこの奨学金制度の創設について、国に私が申し入れてくれということですか。（「町として国に意見を上げてくれっていうことです」と呼ぶ者あり）芦屋町の町長が国に行って、単町ですか。それはちょっと現実味がないと思うんですけど。我々陳情をよくするんですけど、郡の町長会とか県の町長会と合わせてですね、持っていくんですけど。

給付型というのはちょっと私も聞き慣れないです。給付型というのは返さなくていいって言うんでしょ。お金を返さなくていいって言うんでしょ。（「返さなくていい」と呼ぶ者あり）その点、ちょっと私も自分でちょっと考えたんですけど給付型——大学、高校もそうなんでしょうけど、例えば大学やったら一部・二部で夜間・昼とあって、昼働いて夜学校に行きます。そして働いた金で少しずつ借りた金を返すという、これが本来そうじゃないかなと思うんですよね。

いきなりこの給付型、もうこれいろんな事情があるんでしょうけど、特殊な環境もあるんでしょうけど、特殊な技術を持った人、その町にとってその人材が必要であるというような専門大学

令和4年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

の優秀な人をですね、「とにかく全部出すから、うちの町に住んでやってくれ。」とかって、そういうケースならあってもあれなんでしょうけど、ちょっとこの問題もですね、個人的ですがなかなか前には進まないんじゃないかなと。

もらえない方もいらっしゃるし、一生懸命子供のために貯金してですね、学資金積み立てた人もいらっしゃるし、いろんな形の中で子供のために借金して大学までやったとか、ここにいきなり給付型とかいって、ただでもらえるんかと、そういうような話も今からそういうふうに広がれば、だんだん出てくるのではないかと思います。もう少しやっぱり、これは川上議員の言われるのはよく理解できますが、このことも時間が要るんじゃないかと思っております。その程度でよろしいでしょうか。

○議員 10番 川上 誠一君

終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。